

沖縄県既存建築物耐震改修認定等事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条から第12条までに規定する計画の認定等に関する手続き、事務処理方針を定め、事務を円滑に進めることを目的とする。

また、法に基づく諸手続きについては、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、沖縄県既存建築物耐震改修促進要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領に定めるところによるものとする。

(安全性に関する報告及び指示)

第2 法第15条第2項及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）第8条に規定する特定既存耐震不適格建築物について、法第15条第4項の規定による報告を求める場合は、特定既存耐震不適格建築物報告請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第15条第4項の規定による報告は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第2号）に必要な書類及び図面を添付して知事に行うものとする。

3 法第15条第4項の規定による指示は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する指示書（様式第3号）により行うものとする。

(事前協議)

第3 法第17条第1項の規定に基づき計画の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、その計画の協議を行うものとする。

2 前項の規定により協議をしようとする者は、耐震改修計画認定事前協議書（様式第4号）に次に掲げる図書を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請書の写し
- (2) 法第17条第2項に掲げる事項を記載した図書
- (3) 省令第28条に掲げる様式及び図書
- (4) その他知事が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるときは、前項に掲げる書類の全部若しくは一部を省略し、又は変更することができる。

(評価機関の判定等)

第4 計画の認定を円滑に進めるため、申請者は、認定申請書の提出に先立ち、当該計画に係る耐震性能について、要綱第2条第2項に規定される評価機関においてあらかじめ判定を受け、耐震改修事業の内容が法第17条第3項第1号の規定による耐震関係規定又は国土交通大臣が定める基準に適合している旨を証する書面（以下「耐震判定書」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の評価機関は、別表1に定める。

3 第1項の判定を受ける場合は、別表2の判定の範囲に応じて掲げられている評価機関で

実施するものとする。

(認定申請)

第5 申請者は、法第17条第1項の規定により認定申請書を行うときは、省令第28条に定める認定に係る申請書及び添付図書に、次の各号に掲げる図書等を添えて、その正本1部及び副本1部を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画概要書(様式第5号)
- (2) 建築士免許証の写し
- (3) 耐震診断技術者登録証の写し
- (4) 第4第1項に規定する耐震判定書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書等

(消防長の意見)

第6 法第17条第3項第4号に規定する耐火建築物に係る制限の緩和に関し、消防長の意見を求める場合、及び同条第5項の規定による消防長の同意等を求める場合には、耐震改修計画に関する同意要望書(様式第6号)により行うものとする。また、消防長の同意は耐震改修計画に関する同意書(様式第7号)によるものとする。

(建築主事の同意等)

第7 法第17条第4項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の同意は、建築主事同意書(様式第8号)により行うものとする。
2 法第17条第10項後段(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、計画認定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(計画等の変更)

第8 法第17条第3項の規定により認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、耐震改修計画認定事前協議書(様式第3号)により協議するものとする。
2 法第17条第3項に基づき認定された建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修工事が終了する前に認定事業者に変更があった際には、名義変更届(様式第10号)を知事に届け出るものとする。
3 省令第32条に基づく軽微な変更該当する際には、軽微変更届(様式第11号)を知事に届け出るものとする。
4 法第18条第1項の規定による認定の申請は、変更認定申請書(様式第12号)に、当該申請に係わる認定通知書及び変更部分を示す図書を添付するものとする。
5 法第18条第1項の規定による認定をしたときは、変更認定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(認定できない旨の通知)

第9 知事は、申請のあった計画(計画の変更を含む。)を認定しないことを決定したときは、認定できない旨の通知(様式第14号)を申請者に通知するものとする。

(状況報告の徴収)

第10 法第19条の規定による計画認定建築物の耐震改修の状況についての報告の徴収は、計画認定建築物の耐震改修状況報告請求書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項により報告を求められた者は、計画認定建築物の耐震改修状況報告書（様式第16号）に必要な書類及び図面を添付して知事に報告するものとする。

(改善命令)

第11 法第20条の規定による改善命令は、計画認定建築物改善命令書（様式第17号）により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第12 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第13 申請者が計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取下げようとする場合は、認定申請取下げ届（様式第19号）を知事に提出するものとする。

(工事の取りやめ)

第14 認定事業者が認定を受けた建築物の工事を取りやめようとする場合は、工事取りやめ届（様式第20号）及び認定通知書を知事に提出するものとする。

(着手届及び完了報告)

第15 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事に着手した際には、工事着手届（様式第21号）に改修工事の工程表を添付し、知事に提出するものとする。

2 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（様式第22号）を知事に提出するものとする。

3 前項の規定は、耐震改修計画の認定が建築基準法第6条第1項、又は同法第18条の規定に該当するものについては、同法第7条、又は同法第18条が適用されるものとする。ただし、検査済証には耐震改修計画の認定によるものである旨、存続する既存不適格事項及び耐火建築物に係る制限の緩和の内容を明記するものとする。

4 知事は、第2項に規定する工事完了報告書の提出を受けたときは、計画認定建築物の工事が認定を受けた計画に従って行われているかどうかを確認し適切である場合又は前項の規定により、検査済証の交付を受けている場合は、工事完了確認通知書（様式第23号）によりその旨を通知するものとする。適切でないと認める場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

(台帳整備)

第16 事務処理の経過について、計画認定台帳（様式24号）に記載し、保存するものとする。当該台帳保存は永年保存とする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

別表 1 (評価機関)

(1)	社団法人沖縄県建築士事務所協会 判定委員会
(2)	社団法人沖縄県建築士事務所協会 専門部会
(3)	特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター

別表 2 (沖縄県建築物耐震改修計画の認定に係る評価機関の判定の範囲)

	判定の範囲	評価機関
(1)	現行建築基準法の耐震関係規定への適合の確認及び平成21年国土交通省告示第2072号による場合	別表 1 (2) から (3) に掲げる機関
(2)	住宅及び共同住宅並びに兼用住宅で、延べ床面積500㎡未満かつ3階建て以下の建築物で(1)の方法以外の場合	別表 1 (2) から (3) に掲げる機関
(3)	(1)、(2)以外の場合	別表 1 (1) に掲げる機関